

町民の声への対応状況

平成 28 年 2 月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
2 月 8 日	個人情報の取り扱いについて	先般、減価償却資産について貴町税務課に問い合わせたところ、担当職員が他町への事例照会で私の氏名を提供されたようです。他町にも問い合わせましたところ、私の氏名が提供されたことを確認いたしました。税金に関する個人名は極めてプライバシーな情報であり行政機関はその取扱に十分配慮すべき個人情報と考えます。 大きくは「個人情報保護法」によりますが、行政機関が取り扱う個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の第 2 章にその取扱が定められています。さらに、8 条には「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と	償却資産に関する事項で、職員が個人名を告げて他町の照会を行った事実を確認しました。 今回の件におきましては、ご指摘のとおり、一般的な事例照会で可能であり、個人情報提供の必要性はありませんでした。職員の対応は誠に遺憾であり、職員に注意するとともに、個人情報の取り扱いについて改めて徹底させ、再発防止に取り組んでまいります。	税務課

		あり、二項に提供に当たっては「一本人の同意」「三他の行政機関（中略）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」の条件が付けられています。 今回の事例照会にあたっては個人氏名の提供は全く必要ありません。一般的な事例照会で事が足りる内容です。もし、貴町が他町にその必要があったと判断されたのであれば、その判断の経緯、経過、決裁者の氏名及び上記法律に基づく相当の理由の説明を求めます。		
--	--	--	--	--

2月9日	インターネット光回線について	家で使うインターネットについてです。今のインターネットは光回線が当たり前の状態ですが、旧大栄町がN T Tなどの光回線がなく非常に不便です。できることなら光回線を家でも使いたいです。	このたびはお問い合わせありがとうございます。北栄町では、町内全域でブロードバンド環境となるよう、平成21、22年度に北条地区で、平成24、25年度に大栄地区で地域情報通信基盤整備事業を実施し、町内に光ファイバーを敷設しました。これにより、その光ファイバーを利用し、(株)鳥取中央有線放送をプロバイダとする光インターネットサービスが開始されています。T C C光インターネットの利用希望がございましたら、(株)鳥取中央有線放送（電話 53-2565）または、北栄町役場総務課（電話 37-3111）までお問い合わせいただければと存じます。なお、フレッツ光、メガエッグなど、民間の通信事業者が提供されている光サービスについては、各事業者でエリアでの採算性を考慮され、その地域に光サービスを導入されるかを検討されているそうですので、それぞれの通信事業者にご要望いただきますようお願いいたします。光サービスのエリア拡大につきましては、民間の通信事業者の判断となってまいりますので、現状では町から申し上げる立場にないことをご了承ください。	総務課
------	----------------	--	---	-----

2 月 10 日	消防団の運営に関する規程の改正について	貴町は消防組織法第 1 8 条第 3 項が適用されます。 規程第 5 条中の団長の許可を削除第 1 0 条第 1 1 条(1)中の町長を削除し、法の主旨が反映されるように規程改正されたい。	この度はご意見ありがとうございます。本町においては、消防機関は消防団のみ設置されているため、現行規程のとおりとしております。 なお、実際の活動現場においては、広域消防との連携の中で指示・要請に応じながら活動にあたります。ご意見は参考にしながら、活動に支障のないよう消防行政に取り組んでまいります。	総務課
----------	---------------------	--	--	-----